



○三年生の部
優勝 大関 浩一
準優勝 栗林 一典
三位 田村 久志
敢闘賞 本間 和幸

○六年生の部
優勝 小林 稔幸
準優勝 横山 英雄
三位 本間 直樹
敢闘賞 田辺 一信

○一年生の部
優勝 樋浦 義久
準優勝 野内 崇

○五年生の部
優勝 田村 慎哉
準優勝 間島 啓人
三位 市島 克美
敢闘賞 間島 福司

恒例の村内柔道大会が二月下旬から三月下旬にかけて、各学年総当たりで行われました。(小学生のみ)結果は左記のとおりです。

(敬称略)

○四年生の部
優勝 大橋 陽平
準優勝 三星 吉孝
三位 田辺 勇人
敢闘賞 角田 望

第17回 村内柔道大会

保育料を 4月1日から改正

平成三年四月一日から、保育料を左記のとおり改正させていただきます。

職員一同、質の高い保育に努めていきますので、村民みなさんのご協力を願います。

※保育料徴収金額については、左記表のとおりです。詳しくは、役場(住民課)まで願います。

平成3年度月潟村立保育園保育料徴収金額表

階層区分	各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分	徴収金額(月額)			
		二歳未満児		三歳児以上	
	定	基本額	半額	基本額	半額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	1,000	500	1,300	650
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)			
C2		10,200	5,100	8,800	4,400
C3		11,000	5,500	9,400	4,700
D1		3,000円未満	14,200	7,100	12,200
D2		3,000円以上15,000円未満	15,300	7,650	12,300
D3		15,000円以上30,000円未満	17,300	8,650	14,600
D4		30,000円以上60,000円未満	21,300	10,650	19,200
D5	A階層及びB階層を除き前年度分の所得税課税世帯	60,000円以上90,000円未満	21,400	10,700	19,900
D6		90,000円以上120,000円未満	24,400	12,200	22,400
D7	であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する	120,000円以上150,000円未満	25,100	12,550	23,000
D8		150,000円以上180,000円未満	27,300	13,650	24,700
D9		180,000円以上210,000円未満	28,600	14,300	24,700
D10		210,000円以上240,000円未満	30,000	15,000	24,700
D11		240,000円以上360,000円未満	30,000	15,000	24,700
D12		360,000円以上	31,700	15,850	24,700

北 忠興さん 消防庁長官表彰

このたび、月潟村消防団の北忠興団長(西萱場)は、永年にわたる消防功労が認められ、消防庁長官から「永年勤続功労章」が贈られ、表彰されました。

本当におめでとうございました。



“ふるさと運動” 誰がどうして捨てるの？

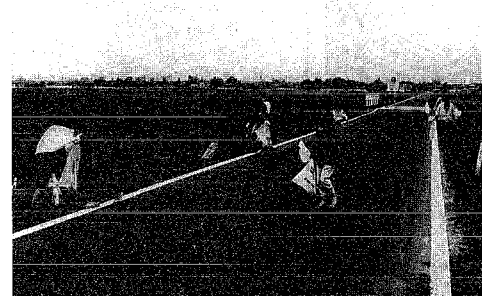
四月七日(日)、ふるさと運動の一環として「アキ缶拾い」が行われました。

村内各種団体、親子など約三百人が参加、朝六時半から約一時間の間、村内主要道路脇を徹底的に「アキ缶・アキビン」を拾いました。

袋いっぱいのアキ缶・アキピンは、昨年と同様約一・五トもありました。実際にもっと時間をかけて多くの人の手で行えば、軽く二トは超えると思われる。いったい誰が捨てるのか分かりませんが、こんなことをしなければいけ



▲こんなに多くのカン・ピンが集まりました。もっとマナーを考えてほしいですね。



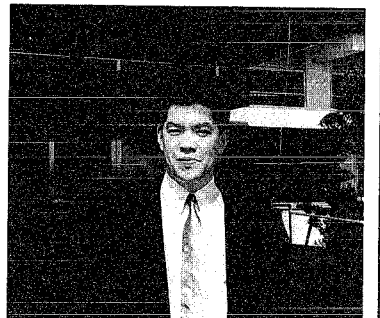
ないということが残念でなりません。

大勢の人たちがキレイにしてくれた道路を、みんなで見守っていきましょう。

月潟のみなさん、 大変お世話になりました

「広報つきがた」1月号で紹介した内山田さんが、当初の予定より早目に調査(農業関係について)を終了され、月潟村を離れることになりました。

「いろいろな方面で研究させていただきまして、村のみなさんに大変お世話になりました。この村での数か月間の思い出は大切にしたいです。ありがとうございました。今月中には、イギリスのイースト・アングリア大学に戻られ1年間を過ごされた後、新しい調査のためバングラディッシュ方面へ行かれるそうです。内山田さんのこれからの研究を心から期待しています。



4月1日から スパイクタイヤは 使用できません



スパイクタイヤの使用を規制して粉じんの発生をなくし、国民の健康と環境を守るために昨年の六月に「スパイクタ

イヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が制定されました。この法律では、脱スパイクタイヤ社会の実現に向けて努

力することが国民の責務とされており、新潟県内では月潟村を含む九十市町村が指定地域とされています。

罰金の適用は 平成4年4月1日から

この指定地域では、積雪・凍結の状態にない路面をスパイクタイヤで走行しますと、十万円以下の罰金が科せられます。

スパイクタイヤの使用禁止は今年四月一日からで、罰金の適用は平成四年四月一日から施行されます。

みなさんはスパイクタイヤを付けていませんか?!